

国主導から二層の計画体系(分権型の計画づくり)へ
これまでの全国総合開発計画(全総)に代わる新たな「国土形成計画」の策定

国土形成計画の枠組み

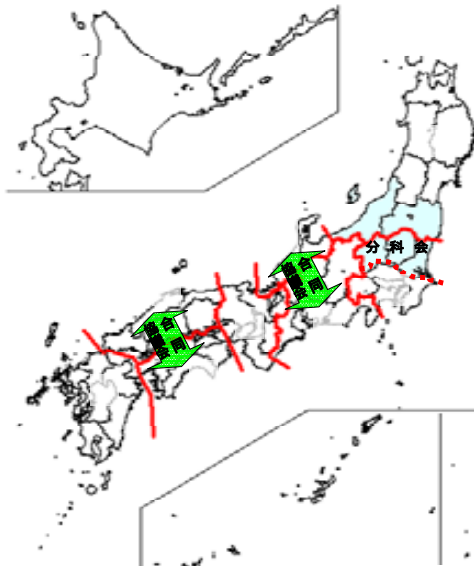
根拠法: 国土形成計画法(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

全国計画

長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
成熟社会型の計画に向け、これまでの全総計画から計画事項等を
拡充・改変
・景観、環境を含めた国土の質的向上、有効な資源の利用・保全、ストックの活用、海洋利用などの
視点を拡充

広域地方計画

国と地方の協働による
広域ブロックづくり
・国、地方公共団体、
経済団体等で広域地
方計画協議会を組織
・計画の策定に向けて、
同協議会において各
主体が対等な立場で
連携・協力



(広域地方計画区域)

- | | |
|-----|-----|
| 東北圏 | 近畿圏 |
| 首都圏 | 中国圏 |
| 北陸圏 | 四国圏 |
| 中部圏 | 九州圏 |

(注1) 北海道及び沖縄県は広域地方計画の対象外。ただし、隣接する広域地方計画区域には参加することが可能。

(注2) 分科会・合同協議会について、日本海と太平洋の両海洋の活用等も含めた構想や区域にまたがる共通課題を協議するために設置。

策定スケジュール

全国計画

平成17年9月
検討開始

平成18年11月
国土審議会計画部会
中間とりまとめ

国土審議会計画部会
最終報告

平成19年中頃
全国計画の決定

広域地方計画

18年7月
広域地方計画区域
の決定

広域地方
計画協議会
の設置

全国計画策定の1年後
広域地方計画の決定

各府省ヒアリング
自治体からの計画提案

政府原案の作成
パブリック・コメント等

基本とする

計画策定
準備

21世紀の国土のグランドデザイン

国土形成計画

(全国計画) 平成19年中頃を目途に策定予定

第1部 国土計画の基本的考え方

第1章 21世紀の国土のグランドデザイン

第2章 計画の課題と戦略

第3章 計画の実現に向けた取組

第1部 計画の基本的考え方(仮)

計画部会中間とりまとめ

- ・時代の潮流と国土政策上の課題
- ・新しい国土像
- ・計画のねらいと戦略的取組
- ・計画の実現に向けて

第2部 分野別施策の基本方向

第1章 国土の保全と管理に関する施策

第2章 文化の創造に関する施策

第3章 地域の整備と暮らしに関する施策

第4章 産業の展開に関する施策

第5章 交通、情報通信体系の整備に関する施策

第2部 事項別施策の基本方向(仮)

今後、府省庁ヒアリング等を踏まえて検討

第3部 地域別整備の基本方向

(1) 地域整備の基本方向

(2) 施策の展開方向

北海道地域、東北地域、関東地域、中部地域、
北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域、
九州地域、沖縄地域、豪雪・離島・半島地域

第3部 広域ブロックの形成に向けて(仮)

広域ブロックの地域戦略等は、広域地方計画で具体化。

そのために全国計画では、各ブロックが取り組むべき共通の課題やブロック間の連携の必要性について提示していく

今後、第2部とあわせて検討

(広域地方計画)

全国計画策定後1年
後を目途に策定予定

- ・ 国土の形成に関する方針、目標
- ・ 広域の見地から必要と認める主要な施策に関する事項